

インドにおける障害のある女性とジェンダー

— ハンズ (2015) を拠りどころにして —

古田 弘子*

Women with disabilities, and gender in India:

Based on Hans (2015)

Hiroko Furuta

(Received October 1, 2018)

I. はじめに

2006年に国連で採択され日本政府が2014年に批准した障害者権利条約(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)では、その第6条が「障害のある女性」に関する条文となっている。条文は二項からなり、第一に、締約国は障害のある女性と少女が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女性と少女が全ての人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障するための措置をとる。第二に、締約国は女性と少女に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを女性に保障することを目的として、女性と少女の完全な能力開発、向上及び自律的な力の育成を確保するための全ての適当な措置をとる、と明記している¹。このように、障害者権利条約では、独立した条文によって障害のある女性の権利を明文化している。

障害のある女性が、ジェンダーと障害の交差により直面する複合的な差別とはどのようなものか。障害者権利条約のもとで設置された障害者権利委員会は2015年に第6条に関する一般的意見の検討を行い、障害のある女性が直面する交差的差別は多重の差別の形態であり、二重の差別や三重の差別であると描写するだけでは正しく理解できない独特な形の差別を生み出すものであるとしている(小林昌之, 2017)。

複合的な差別に対して脆弱な、障害のある女性の権利はこれまで、どのように保障されあるいは奪われてきたのか。障害のある人々の権利に関する包括的な事典である「障害者権利擁護運動事典(Pelka, 1997)」

では、「障害女性(Women with Disabilities)」の項目で以下のように述べる。

障害のある女性は、健常者優位主義(Ableism)と、性差別主義(sexism)の二重のハンディキャップにさらされている。1981年にジョ・キャプリング(Jo Campling)およびイボンヌ・ダッフィー(Yvonne Duffy)がそれぞれ障害と女性に関する著書を発表するまで、障害のある女性についての資料はほとんど出版されることがなかった。また、障害のある女性は、男性がリーダーシップを握る障害者権利運動や自立生活運動の中でも過小評価されてきた。差別はたとえば障害者スポーツにも見られ、ある種目では障害のある女性のトーナメント開催が、男性より30年遅れていたという例があげられている。

さらにPelka(1997)は、障害のある女性に関する重要な問題群として、以下の8項目をあげ論じている。すなわち、「結婚と恋愛関係」、「母性」、「セクシュアリティ」、「性的虐待とドメスティック・ヴァイオレンス」、「教育」、「リハビリテーションと雇用」、「ドラッグとアルコール依存」、「若さと美しさを尊ぶ文化」である。

日本において、障害のある女性の問題にジェンダーの視点から焦点をあてる研究は、障害者権利条約の採択以降増加している。これらは、複合差別の実態を明らかにすることに重点をおきながら、それ以外の分野にも拡がりを見せている。

障害のある女性が直面する複合差別の実態に関して最初にまとめた形で明らかにしたのは、障害のある女性とジェンダーに関する民間の活動団体である「DPI女性障害ネットワーク(以下、DPI女性ネット)」²が実施した質問紙調査および面談調査である

*熊本大学教育学研究科

(DPI女性ネット, 2012).

土屋 (2018) は, 1人の身体障害のある女性の生活史を記述し, その生きづらさについて分析している。

臼井・瀬山 (2011) は, 公的な障害者実態調査のデータを再分析し, 障害者全体の収入の低さに加えて, 障害のある女性が男性よりも収入が低いという結果から, 障害者の中でジェンダー格差があることを明らかにした。また, 吉田 (2016a) および吉田 (2016b) は, 政府統計, 民間調査を含め障害者のジェンダー別統計の整備の状況について, その必要性がようやく認識されるようになった段階にあると指摘している。

それ以外では, 障害のある女性の権利擁護をめざす当事者を中心とする運動について瀬山 (2002) は, 1970年代から現在までの主に身体に障害のある女性の運動や活動の軌跡をたどり, 問題を整理している。最後に, 障害種を限定したジェンダー問題の抽出をめざす研究としては, ろう者学と女性学の交差に着目し, 聴覚障害のある女性に限定した分析を行う小林 (2017) があげられる。

以上の先行研究を概観すると, この分野における国内の研究は萌芽期から発展期にあり, 今後さらなる研究の蓄積が求められているといえよう。

ところで, 他のアジア諸国には, 障害のある女性の問題にジェンダーの視点から焦点をあてる動きが活発な国はあるのだろうか。森 (2014) は, 日本国内では障害学について, 欧米の議論のみが紹介され, 他の国々の議論に関する情報が不在であると指摘した上で, インドの障害学でジェンダーの問題が議論されていることを紹介している。

すなわち森 (2011) は, インドの障害当事者運動の流れの中で, 1990年代に障害のある女性や少女の問題にも関心を広げた活動を行った女性活動家としてアーシャ・ハンズ (Asha Hans), アニー・パトリ (Annie Patri), アニータ・ガイ (Anita Ghai) らの名をあげている。森 (2011) は, 彼女らが当初は障害とジェンダー分野での活動を行っていたが, 後に, 障害の社会モデルを念頭におき, エンパワーメントの枠組みでの相互の学びと全国レベルでのキャンペーンに焦点をあてるに至ったと報告する。森 (2011) は, インドの障害者運動が政府への交渉力を強めるために, 障害種を超えた団体の結集だけでなく, 障害学とジェンダーを重ねた論議が豊かに見られることが, インドの障害者運動の基盤の一部を構成していると指摘している。

これらの活動家の中で, アーシャ・ハンズは障害のある女性に関する論集を編纂し2015年に出版した³。この書籍は, 障害のある女性の問題にジェンダーの視点から焦点をあてる, インドにおける現時点での研究成果の蓄積を提示するものだととらえられる⁴。以下

では, この書籍, 「障害, ジェンダー, そして力の軌跡 (Disability, Gender and the Trajectories of Power)」を, ハンズ (2015) と呼ぶ。

本稿では, ハンズ (2015) の概要とその特徴について紹介した上で, Pelka (1997) の指摘する問題群に関連する結婚および子育てに関する2つの章について検討し, インドにおける障害のある女性とジェンダーをめぐる研究動向の一端について報告するものである⁵。

II. ハンズ (2015) について

1. ハンズ (2015) の概要

(1) ハンズについて

編者のアーシャ・ハンズは, インド東部, オディシャ州の州都ブバネーシュワルにあるウトカル大学政治学科元教授であり, 同大学に女性学研究センターを開設し初代所長を務めた。アーシャ・ハンズの専門領域は, 政治学の他に, 女性学, 平和学, 障害学である。アーシャ・ハンズは, 女性の権利擁護活動家として, 国連の各種条約制定やインドの国内法制定にかかわった。脊髄損傷のため障害者となった弟のアショーク・ハンズ (故人) がブバネーシュワルに設立したシャーンタ記念リハビリテーションセンターを拠点に障害者運動に関わってきた。本稿執筆時点では, アーシャ・ハンズがその所長を務めている。

(2) ハンズ (2015) の構成

ハンズ (2015) の構成を表1に示す。表1より, とりあげるテーマが障害のある女性の生活実態から家族, 就労, 法的能力まで多岐に渡ることで, 障害種全体を検討の対象とする章が多い中で心理社会的障害 (以下, 精神障害) については, 2つの章 (3章・11章) をそのテーマにあてていることが読み取れる。

ハンズ (2015) の各章の執筆者は14人であるが, そのうち女性が13人である。また14人6人が障害当事者 (視覚障害2人, 聴覚障害1人, 肢体不自由1人, 精神障害2人) であることが執筆者紹介の記述 (Hans, 2015b) や各章の内容から読みとれる。さらに, 執筆者紹介の記述からインド出身であることが明らかな12人の中では, 8人が執筆時点で研究者として雇用されており, さらに12人中4人が障害当事者 (家族を除く) であった。

(3) ハンズ (2015) とそれ以前の書籍との比較

アーシャ・ハンズは, ハンズ (2015) を出版する12年前に, ウトカル大学を卒業したアニー・パトリと, 女性と障害に関するテーマの書籍を共同編集している

表1 ハンズ (2015) の構成

部	章	テーマ	著者所属 (出版当時)	著者名
序文			(元) ウトカル大学政治学部	アーシャ・ハンズ
イントロダクション		ジェンダーの視点で見る障害の枠組み		
第1部 障害をジェンダーの視点で見るときの問題およびその概念化				
第1章	ジェンダーの視点で見る障害学	ミランダハウス・カレッジ初等教育学科	ウバリ・チャクラヴァルティ	
第2章	障害のある女性の生活実態	インド行政職行政官 オディシャ州女性リソースセンター	S. B. アグニホトリ アムリタ・パテル	
第3章	精神障害のある女性をとらえる社会的観点	ジャワーハルダール・ネルー大学社会科学学部 ターター社会科学研究所社会福祉学部	ニリカ・メーロトラ マヒマ・ナーヤル	
第2部 経験と行為主体性				
第4章	障害のある女性とアイデンティティ	フリーランス著述家	マリニ・チブ	
第5章	女性の抑圧と精神医学的抑圧の交差	精神医学ユーザー & サバイバー人権センター	ティナ・ミンコウィツ	
第6章	結婚した障害女性	カルカッタ大学教育学部	サントシ・ハルダール	
第7章	障害のある母親の育児	ターター社会科学研究所社会福祉学部	サンジャ・リマエ	
第8章	都市部における発達障害の子どもの家族	インディラ・ガンディ国立オープン大学	シュバンギ・ヴァイディア	
第3部 今後への方策				
第9章	科学技術・工学・数学教育の促進	国際 NGO (Women Enabled)	ステファニー・オルトレヴァ	
第10章	就労, 障害, ジェンダー	女性開発研究センター	レス・アッドラカー	
第11章	精神障害のある人の法的能力	メンタルヘルス研究者	バーガヴィ. V. ダヴァール	
エピローグ・執筆者紹介			(元) ウトカル大学政治学部	アーシャ・ハンズ

(Hans and Patri, 2003). 書籍のタイトルは、「女性、障害とアイデンティティ (Women, Disability and Identity)」(以下、「2003年書籍」)である。これが、インドにおいてジェンダーの視点から障害について書かれた最初の書籍である。そこで、ハンズ (2015) の特徴について検討するために、「2003年書籍」との比較を試みた結果、以下のようなことが明らかになった。

「2003年書籍」は、シャーンタ記念リハビリテーションセンターが主催した会議の成果をもとに、再構成し書籍として出版されたものである (Hans and Patri, 2003)。「2003年書籍」は、「イメージと価値」、「現実の反映」、「女性の行為主体性の地球上の異なる地域・制度への位置づけ」、「方略とエンタイトルメントの促進」という4部構成になっている。全16章のうち執筆者名からインド人またはインド系、またそれ以外の南アジア圏出身の著者であることが推定される章は3つであり、それ以外の13の章は欧州や中南米等の執筆者らの寄稿による国際的な内容となっている。その一方で、編者アーシャ・ハンズとアニー・パトリの寄稿はなく、その役割は文字通り編集に限定されていることが見てとれる。

それに対して、ハンズ (2015) においては、全12章 (イントロダクションを含め) 中10章がインド出身の研究者や活動家により執筆されたものである。残り2章 (5章と9章) が米国に基盤をおく国際的に著名な障害活動家により書かれている。

それ以外にハンズ (2015) の特徴としてあげられることは、「2003年書籍」が運動家の小論という色合いが濃いものに対して、ハンズ (2015) では5つの章が明確に社会科学領域の学術論文の体裁をとっている他、エッセイストでもある活動家による1章 (第4章) を除けば、学術研究の様式の枠に入れこむ努力がなされたことが読み取れることである。

以上よりハンズ (2015) を、「2003年書籍」出版後のインド国内での女性と障害分野の活動と研究に関する蓄積の表れと見ることはあながち間違いではあるまい。

(4) ジェンダー視点で見る障害

編者であるハンズが執筆したイントロダクションは、「障害をジェンダー視点で分析する」という副題をもつ (Hans, 2015a)。本書の基本指針が、女性のウェルビーイングを大前提とする反差別アプローチを基盤とすることを示した上で、障害に関するジェンダーの視点からの研究、すなわちフェミニスト障害学 (Feminist Disability Studies) を提唱する⁶。

イントロダクションでは、現代の社会制度の中で、障害のある女性が究極の周縁に追いやられていることを指摘し、それに対してアマルティア・センの著作 (Sen, 1992; Sen, 2009) より引きながら平等の枠組みの中で正義を追求することについて、また女性が自分自身の人生を自分で決定することと、自ら価値があると考えられるように生きられるような自立の2点が正義に

関して重要な点である、と説明する。そして、これらは女性と障害が重なる分野ではこれまでほとんど検討されていないと述べる。

このような正義と平等についての論考に加えて、イントロダクションでハンズは、身体の政治力学として暴力と拷問、母性の問題と生まれる権利について論ずるとともに、障害者の中でもより脆弱な立場にある重複障害や精神障害のある女性、障害がある先住民の女性等に焦点をあてる必要性について訴えている。

次に、ジェンダーの視点で見る未解決の問題とその概念化をテーマとする第1章で、チャクラヴァルティは、西欧諸国における障害学の萌芽から発展までをおおざっぱに整理しつつ、障害とジェンダーという二重の差別について、この分野における先駆的な研究者であるミーコシャ (Helen Meekosha) とモリス (Jenny Morris) を引用しながら説明する (Chakravarti, 2015)。

チャクラヴァルティは、インドにおける障害とジェンダーに関わる状況を検討する上で、生命倫理学との関わりに注意を促している。特に、リプロダクティブな (性と生殖の) 権利に関しては、複雑な状況にあると指摘する。すなわち、1994年に「出生前診断技術 (規則と乱用の防止) 法」が制定されてから、性別に基づく中絶は禁止されている⁷。それに対して、障害に基づく中絶、すなわち障害胎児の中絶の場合は認められる点を、チャクラヴァルティは指摘するのである。

第1章の最後で、チャクラヴァルティは、インドでは、高等教育機関の障害学センターにあってさえ、障害の医学モデルが支配するような現状のままであってはならないとし、各地での社会、政治、経済における変革をもたらすための活動を行うべきだと述べる。

2. 障害のある女性の結婚・子育て

(1) 障害のある女性と結婚

1) インドにおける障害のある女性と結婚

ここでは、「障害百科事典 (日本特殊教育学会, 2013)」における「結婚と障害女性: インド」より、インドにおける障害のある女性と結婚に関する基礎的事項について述べる。ただし、この項目は、多様なインド社会の中で、マジョリティである伝統的なヒンドゥー教の女性に限定して述べる、と記されていることには注意が必要であろう (Bhambhani, 2006)。

Bhambhani (2006) によれば、インド文化では結婚は女性にとって最高の価値があるものだと考えられ、両親によりアレンジされる。しかしながら、2003年の全国標本調査機構による調査で、結婚後寡婦となったり、離婚・別居する障害のある女性の割合が30%と高率であるという結果から、Bhambhani (2006) は、

さまざまな状況下での夫婦間の虐待の可能性を示唆する。このことは、障害のある女性が障害ゆえに結婚できず社会的に不安定な地位に追いやられることが多いだけでなく、結婚したとしても、人権を不当に奪われるような困難に直面することが多々あることを示唆する。

しかしながらその一方で、Bhambhani (2006) は障害のある女性が、障害のない女性とは異なり、結婚とは別の選択肢をもつ可能性があるとも指摘する。すなわち、障害があることで、教育、雇用、経済的自立という道が開かれる場合があるということである。

2) ハルダーの報告から

ハンズ (2015) の第6章冒頭でハルダーは、インドでは、保守主義やステレオタイプなジェンダー役割から人々が以前より自由になり、新たな形態の結婚が実践されるようになってきていると述べる (Halder, 2015)。ただし、婚姻関係においては、夫が稼ぎ手として家庭を支配し、妻は従順に家庭内で家族の世話をするという伝統的な性役割が未だに優勢であると指摘する。

ハルダーは、しかしながら、障害のある女性にとって、婚姻関係下での夫と妻の関係は、非障害者の女性とは筋書きが異なり、より複雑で深刻であると指摘する。障害のある女性の結婚に見られる特徴について、ハルダーは以下の2点から説明する。

第一に、障害のある女性が結婚する割合についてである。ハルダーは、障害のある女性が障害のない女性と比較して結婚する者の割合が顕著に少ないという米国やアラブ諸国 (Nagata, 2003) の報告とは異なり、西ベンガル州における自身の調査では対象者の半数以上が若年期に結婚していたと報告している。

第二に、既婚の障害のある女性において夫への経済的依存が見られないことについてである。ハルダーは、自身の調査では障害のある既婚女性のほとんどが、働いて家族の家計を全面的に担っていたと報告する。加えて、彼女らが伝統的な性役割を果たしていたと報告している。

ハルダーは、家族の家計さえ担うインドの障害のある既婚女性が、虐待と搾取から自由なわけではないと、調査対象者の事例から説明する。そのうち1つは、障害者に対する雇用割り当て制度⁸をあてにして結婚した夫が、重度の障害がある妻が職探しに失敗したときに、結婚の真のねらいを妻に開示し、妻の介護を拒否する言葉を吐いたという事例であった。

3) ハルダーの知見からの示唆

ハルダーの調査対象者の選定方法は明記されていないが、偏りがあると考えるのが妥当であろう。しかし

ながら、インドの障害のある女性の中で結婚する者は決して少ないわけではないという報告は貴重である⁹⁾。

加えて、ハルダールは、障害のある女性にとって結婚は、インドの非障害者である女性とは逆のベクトルにはたらくことを示した。すなわち、既婚の障害のある女性は伝統的な性役割の下、家事労働に専念するのではなく、就労し家計を担うのである。

しかしながら、ハルダールの報告は障害のある既婚女性が伝統的な性役割、すなわち家事労働から自由ではないことをも示している。この状況は、障害のある女性に対して二重の負担を負わせることに他ならず、虐待につながりやすいと考えられる。

ここでは、インドの文脈での結婚によって女性に期待される性役割が、障害のある女性と障害のない女性とでは異なることが示された。

(2) 障害のある女性と子育て

1) インドにおける障害のある女性と子育て

ここでは、前節と同様に「障害百科事典（日本特殊教育学会，2013）」から基礎的事項を抜き出す。Bhambhani（2006）は、障害のある女性は、母親になることができないために、家庭生活を継続できないという神話が未だに信じられていると指摘する。また、Ghai（2006）によれば、障害のある女性は性とは無関係の存在と考えられており、また障害のある女性の障害は子どもに遺伝するかもしれないととらえられているため、結婚できるとは考えられていない。また障害のある女性の家事能力や家族のケアに関する能力には疑いの目が向けられがちである。

2) リマエの報告から

ハンズの第7章でリマエは、西欧の先行研究では障害のある母親による子育てについて、そもそもどのような人にとっても難題である育児が、障害のある母親にあっては、「障害のある母親が良い母親になれない」という社会通念に基づく物理的バリアや人々の態度、さらには障害のある母親に対する専門家の差別的態度という障壁に悩まされると報告されているとし、このような障壁はインドにおいても同様に見られると述べる（Limaye, 2015）。

リマエは、インドでは圧倒的に不足している障害のある母親に関する知見を得るために、7人の母親（聴覚障害3人、視覚障害3人、肢体不自由2人）にインタビューを行い、その結果を次のように報告している。以下では、類似する項目をまとめて記す。

第一に、子どもをもつという決断、すなわち妊娠の継続または中絶についてである。リマエは、一部の母親は親になること自体に周囲から否定的な目を向けら

れること、産むことを容認されたとしても障害のない子を産むことを求められると述べている。

第二に、障害のある女性の妊娠や出産に際しての周囲からの支援についてである。リマエは、医師など専門家の知識および経験が不足しているため、障害のある母親が必要としている支援を受けられないこと、それにより障害のある女性が分娩に際して心理的負担が高まることについて述べている。

第三に、親としての育児経験についてである。たとえば、聴覚障害のある母親が夜半の授乳に対応する方法、視覚障害のある母親が子どものようすを把握する方法について、母親らがそれぞれに工夫した点について記述している。その結果、障害のある母親は、ときには、たとえば子どもの進路について十分に助言できないような場面も見られたが、子どもを見守ることの重要性を知り、最終的には育児に充足感を抱くに至ったと報告している。

第四に、子どもにおける親の障害の受容についてである。すなわち、母親が自分の障害を子どもに説明する方法、子どもが母親の障害を受け入れ対応するようになる過程についてである。リマエは、障害のある母親に対する偏見がその子どもにふりかかることにより、障害のある母親を友人から隠そうとする子ども、その一方で子どもが障害のある母親を自然に助けるようになることについて、また、子どもが対応の難しい思春期を経て成熟し、母親の障害を受け入れるようになる過程について記した。

以上より、リマエは、障害のある母親が育児において直面する難題は、社会の態度によるものであり、障害は育児の経験を構成する要素の1つに過ぎないこと、また障害のある母親が、入手できる社会資源、家族や友人からの支援をそれぞれの機知に富んだ工夫を組み合わせることで難題に対応する方法を見出していると結論づけている。

3) リマエの知見からの示唆

リマエは、障害のある母親が困難を乗り越え、自らの子育てを肯定的にとらえるに至った過程について明らかにしている。子どもをもつという決断、妊娠や出産に際しての周囲からの支援、親としての育児経験、子どもにおける親の障害受容、いずれもどの社会においても、文化を超えて共有され得ることであると考えられる。

リマエの独自性は、障害のある母親が自らの育児体験を受容する過程に着目する点にあるだけでなく、育児において直面する困難が周囲や社会からもたらされたものであるという社会モデルに立脚して分析しているところにある。

Addlakaha (2007) は、インドでは、障害に関して法制度改正や政策の策定に向けた論議が活発に行われ一定の成果をあげてきた一方で、障害のある人にとっての重要事項であるセクシュアリティ、リプロダクティブ・ヘルスなどは公的な論議の場で言及されることが避けられてきたと指摘する。リマエは、そのような状況の下で、障害のある女性当事者の育児に焦点をあてジェンダーの観点から分析したのである。

Ⅲ. インドにおける障害のある女性とジェンダーをめぐる研究

本稿では、前述したように、インドにおける障害のある女性とジェンダーに関する研究の動向について、その一端を把握するのにふさわしいと考えられたハンズ(2015)について検討した。以下では、ハンズ(2015)の特徴、ジェンダーの視点からの分析、インド独自の観点について考察する。

ハンズ(2015)の各章は多岐に渡るテーマをとりあげ、その多くが社会学、法学、文化人類学、教育学などを基盤とする専門領域の異なる研究者による論集となっている。また、執筆者の大多数が女性であり、半数弱が障害当事者であるため、当事者研究であるという特徴を有する。また、執筆者に国際 NGO 活動家(2人)、インド国内 NGO 活動家(2人)が含まれており、障害のある女性の権利擁護運動と研究者の協働による論集である。

ハンズ(2015)のイントロダクションでは、ジェンダーの視点からの分析に関して、フェミニスト障害学という用語が提示されているが、それ以降の章でこの用語が用いられることはない。Hans(2015a)は、「フェミニズムと障害を交差させるフェミニスト障害学は、本格的な学術的な論議として広く認められているわけではない(本稿著者訳)」と述べる。ハンズ(2015)では、フェミニスト障害学は、特定の学問分野を指すというよりむしろ、障害をジェンダー視点で見る研究や立場全般をさしているように思われる。

ハンズ(2015)では、西欧諸国における障害のある女性の権利擁護を求める運動の流れや先行研究を参照した上で、インド独自の文脈に即した分析を行っている。特にチャクラヴァルティは胎児の性別判定禁止と障害胎児の判定および中絶容認という二重基準について指摘し、ハルダーは、結婚する障害のある女性に課せられる就労と家事という二重の重荷について指摘することで、インド独自の文脈に即した分析を行っている。

インドの障害のある女性を取り巻く環境は、性暴力被害に焦点をあて警告する国際人権 NGO である

ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書が指摘するように、決して楽観できるものではない(Human Rights Watch, 2018)。これが、一般的に認識されているインドの障害のある女性のイメージかもしれない。しかし一方では、そのような状況に対抗して、Hans(2015a)が指摘するように行為主体性(エージェンシー)をもって、権利を求めるための方略を編み出す研究と運動の連携が行われていることをハンズ(2015)は示している。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費(17K02081)の助成を受け行った。ここに記して感謝申し上げる。また、2017年11月にブバネーシュワルを訪問した際に、筆者の質問に快く答えて下さったアーシャ・ハンズ氏に感謝申し上げます。

注

- ¹⁾ 外務省公式訳では、原文の *women and girls with disabilities* を「障害のある女子」と訳しているが、本稿ではその内容をより具体的に示すために障害のある女性と少女と記す。
- ²⁾ DPI 女性ネットは、1986年に開始した緩やかなネットワーク組織(佐々木, 2016)である。DPI 女性ネットによる調査の結果は、佐々木・米津(2016)が性的被害、性と生殖、異性介助、就労に分け報告している。
- ³⁾ Hans, A. (ed.) *Disability, Gender and the Trajectories of Power*. Sage Publications India. New Delhi.
- ⁴⁾ インドでは近年、いずれも障害のある女性である研究者が編集した Addlakha(2013)、Ghai(2015)など、障害学分野の書籍出版が盛んである。しかし、ジャワハルダール・ネルー大学の N. Mehrotra が編纂したりソースブック(Mehrotra, 2016)による文献リストの分類項目「障害、ジェンダー、セクシュアリティ」で、ジェンダーの視点で障害をとらえることをテーマとする書籍は、Hans(2015)および Hans and Patel(2003)のみである。
- ⁵⁾ 紙幅の都合で、インドの女性とジェンダー、インドの障害のある女性に関する基礎情報を提示することはできない。栗屋・井上(2018)、浅野(2017)、太田(2018)を参照されたい。
- ⁶⁾ Hans(2015a)では、フェミニスト障害学について、ジェンダーの観点で分析する障害学の土台はほとんど確立されておらず、開発途上国での研究はこれまで行われていない、と述べている。しかし、これ以外にこれを取り上げ論じる箇所は見られない。
- ⁷⁾ 男児選好の風潮と選択的女兒妊娠中絶による子どもの性比不均衡を抑制するため、2003年着床前・出生前診断技術(性選択の禁止)法へと修正され、胎児の性別判定が禁止されている(松尾, 2018)。
- ⁸⁾ 1995年インド障害者(機会均等・権利保護および完全

参加) 法第 33 条で、政府機関に対し 3% 以上の任用枠を障害者に留保することを定めたが、2016 年に制定された新障害者法では留保枠は 4% となった (浅野, 2012; 浅野, 2018)

⁹⁾ 金澤 (2012) は、隣国バングラデシュで結婚する障害のある女性が少ないと示している。

文献

- Addlakha, R. (2007) Gender, subjectivity and sexual identity: How young people with disabilities conceptualise the body, sex and marriage in urban India. Occasional Paper no. 46, Center for Women's Development Studies, New Delhi.
- Addlakha, R. (2013) *Disability Studies in India: global discourses, local realities*. Routledge. New Delhi.
- 浅野宣之 (2012) インドにおける障害者の雇用と法制度判例と新法制定から. 小林昌之 (編著) アジ研選書 アジアの障害者雇用法制—差別禁止と雇用促進—. pp. 125-155.
- 浅野宣之 (2017) インドにおける女性障害者の現状—法制度からの検討—. 小林昌之 (編著) アジア諸国の女性障害者と複合差別—人権確立の観点から—. アジア経済研究所. pp. 211-242.
- 浅野宣之 (2018) インド 2016 年障害者の権利法. 関西大学法學論集, 67. 5. 1141-1187. <http://hdl.handle.net/10112/13038> (2018, 9, 20 閲覧)
- 粟屋利江・井上貴子 (編著) インド ジェンダー研究ハンドブック. 東京外国語大学出版会.
- Bhambhani, M. (2006) Marriage and Disabled Women in India. Albrecht, G. L. (ed.) *Encyclopedia of disability*. University of Illinois at Chicago. Sage. Publications. 山中冴子 (訳) 結婚と障害女性: インド (2013) 障害百科事典第 II 巻. 日本特殊教育学会 (編著). 丸善出版. pp.455-460.
- Chakravarti, U. (2015) A gendered perspective of disability studies. Hans, A. (ed.) *Disability, Gender and the Trajectories of Power*. Sage Publications India. New Delhi. pp. 23-41.
- DPI 女性障害者ネットワーク (2012) 障害のある女性の生活の困難—人生の中で出会う複合的な生きにくさとは—. 認定特定非営利活動法人 DPI (障害者インターナショナル) 日本会議.
- Ghai, A. (2015) *Rethinking disability in India*. Routledge. New Delhi.
- Halder, S. (2015) Tale of Married Women with Disabilities: An oxymoron reality. Hans, A. (ed.) *Disability, Gender and the Trajectories of Power*. Sage Publications India. New Delhi. pp. 121-132.
- Hans, A. and Patri, A. (eds.) (2003) *Women, Disability and Identity*. Sage Publications India. New Delhi.
- Hans, A. (2015a) Introduction: Gendering the disability framework. Hans, A. (ed.) *Disability, Gender and the Trajectories of Power*. Sage Publications India. New Delhi. pp. 1-19.
- Hans, A. (2015b) About the editor and contributors. Hans, A. (ed.) *Disability, Gender and the Trajectories of Power*. Sage Publications India. New Delhi. pp. 269-272.
- Human Rights Watch (2018) Invisible victims of sexual violence: Access to justice for women and girls with disabilities in India. Human Rights Watch. <https://www.hrw.org/report/2018/04/03/invisible-victims-sexual-violence/access-justice-women-and-girls-disabilities> (2018, 9, 20 閲覧)
- 金澤真実 (2012) 開発途上国の女性障害者の結婚をめぐる一考察. *Core Ethics*, 8, 101-111.
- 小林昌之 (2017) 開発途上国の女性障害者の課題. 小林昌之 (編著) アジア諸国の女性障害者と複合差別—人権確立の観点から—. アジア経済研究所. pp. 3-45.
- 小林洋子 (2017) 聴覚障害のある女性の社会参加における課題の明確化: ろう者学と女性学・ジェンダー論の接点を見据えて. 筑波技術大学テクノレポート, 25, 1, 124-125.
- Limaye, S. (2015) A disabled mother's journey in raising her child. Hans, A. (ed.) *Disability, Gender and the Trajectories of Power*. Sage Publications India. New Delhi. pp. 133-154.
- Nagata, K. K. (2003) Gender and disability in the Arab Region: The challenges in the New Millennium. *Asia Pacific Disability Rehabilitation Journal*, 14, 1, 10-17.
- 松尾瑞穂 (2018) 胎児の性別判定抑制法 (男児選好関連禁止法). 粟屋利江・井上貴子 (編著) インド ジェンダー研究ハンドブック. 東京外国語大学出版会. p. 266.
- Mehrotra, N. (2016) A resource book on disability studies in India. Center for the Study of Social Systems, School of Social Sciences, Jawaharlal Nehru University. New Delhi. <http://www/jnu.ac.in/FacultyStaff/ShowProfile.asp?SendUserName=nilika> (2018, 9, 20 閲覧)
- 森壯也 (2011) 南アジアにおける「障害と開発」. 森壯也 (編著) 南アジアの障害当事者と障害者政策—障害と開発の観点から—. アジア経済研究所. pp. 3-28.
- 森壯也 (2014) 「障害学のリハビリテーション」でまだ論じられていないこと. 公開講座「障害学のリハビリテーション」とはなにか 社会的障害の経済理論・実証研究 (REASE) (研究代表者: 松井彰彦) 指定討論 (2014 年 3 月 8 日). www.rease.e.u-tokyo.ac.jp/act/handout/140308/mori_shiftjis.txt (2018, 9, 20 閲覧)
- 太田仁志 (2018) インドの障害女性と貧困—国勢調査からわかること—. 森壯也 (編著) 途上国の障害女性・障害児の貧困削減—数的データによる確認と実証分析. アジア経済研究所. pp.85-128.
- Pelka, F. (1997) *The ABC-CLIO Companion to the Disability Rights Movement*. ABC-CLIO, LLC. Santa Barbara. 中村満紀男・二文字理明・岡田英己子 (監訳) (2015) 障害者権利擁護運動事典. 明石書店.

- 佐々木貞子・米津智子 (2016) 日本の障害女性の複合差別の実態. ジェンダー法研究, 174-180.
- 佐々木貞子 (2016) 「女性×障害=複合差別」をなくすために. 月刊ウィラード, 754, 8-9. 公益財団法人日本女性学習財団.
- Sen, A. (1992) *Inequality Re-Examined*. New York: Russell Sage Foundation/ Cambridge: Harvard University Press.
- 池本幸生・野上裕生・佐藤仁 (訳) (1999) 不平等の再検討. 岩波書店.
- Sen, A. (2009) *The Idea of Justice*. London: Allen Lane/ Penguin Books.
- 池本幸生 (訳) (2011) 正義のアイデア. 明石書店.
- 瀬山紀子 (2002) 声を生み出すこと—女性障害者運動の軌跡. 石川准・倉本智明 (編著) 障害学の主張. 明石書店. pp. 145-173.
- 瀬山紀子 (2014) 障害女性の複合差別の課題化はどこまで進んだか—障害者権利条約批准にむけた障害者基本法改正の議論を中心に—. 国際女性, 28, 11-21.
- 土屋葉 (2018) 障害女性であるがゆえに悩みはつきない—語りから読み解く身体障害のある女性の「生きづらさ」(1) —. 愛知大学文学論叢, 155, 1-22.
- 臼井久美子・瀬山紀子 (2011) 障害女性の貧困から見えるもの. 松井彰彦・川島聡・長瀬修 (編著) 障害を問い直す. 東洋経済新報社. pp. 55-87.
- 吉田仁美 (2016a) 障害者ジェンダー統計への注目. 岩手県立大学社会福祉学部紀要, 16, 43-50
- 吉田仁美 (2016b) 障害者ジェンダー統計—日本の現状と課題—. ジェンダー法研究, 3, 12, 181-189.